

向島ニュータウンステップアップサポート審査会市民公募委員募集及び選考要領

(目的)

第1条 この要領は、向島ニュータウン・地域団体活動ステップアップサポート事業において、採択事業を審査するため、京都市補助金等の交付等に関する条例第26条に規定する委員会として設置する向島ニュータウンステップアップサポート審査会に係る市民公募委員（以下「市民公募委員」という。）の募集及び選考について、京都市附属機関等の設置及び運営に関する指針によるほか、必要な事項を規定することにより、公正かつ合理的な選考を図ることを目的とする。

(手続)

第2条 市民公募委員の募集に伴う手続は、次の手順で行うものとする。

- (1) 募集の周知
- (2) 応募受付
- (3) 書類審査・選考
- (4) 応募者への結果通知

(募集の周知)

第3条 市民公募委員の募集に当たっては、募集の都度、事前に広報発表を行う。

(応募受付)

第4条 市民公募委員の応募は、郵送等により受け付けるものとする。なお、受け付けた書類は、応募者に返却しない。

(応募資格)

第5条 応募者は、次に掲げる項目の全てを満たすものとする。

- (1) 京都市内に在住、又は通勤・通学している者
※ 国籍は問わないが、日本語での会話が可能な者
- (2) 年齢18歳以上（令和2年7月1日現在）の者
- (3) 国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員ではない者
- (4) 平日の日中に開催される審査会に出席できる者
- (5) 本市の他の2つ以上の附属機関に市民公募委員として参画していない者

(提出書類)

第6条 応募者は、応募用紙及び募集の都度設定する課題に関する小論文、その他都市計画局長が必要と認める書類を提出しなければならない。

2 応募用紙の様式及び設定する課題、並びに、選考のため提出を求める書類は、募集の都度、都市計画局長が定める。

(選考基準)

第7条 市民公募委員の選考は、小論文の内容について、次の各号に掲げる観点を審査し、その優劣により行う。

- (1) 課題に沿った内容であるか
- (2) 述べられている内容に具体性があるか
- (3) 委員としてふさわしい内容であるか
- (4) その他重要と認める事項

2 前項に掲げる審査の観点に基づく審査項目及び配点は、募集の都度、都市計画局長が定める。

(選考する者)

第8条 市民公募委員の選考は、市民公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）が行うものとし、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 都市計画局都市企画部長
- (2) 都市計画局都市企画部ニュータウン企画調整担当課長
- (3) 都市計画局住宅室住宅政策課担当課長（京都市住宅供給公社総務課長）
- (4) 伏見区役所地域力推進室まちづくり推進課長

2 選考委員会の委員長は、都市計画局都市企画部長とする。

3 選考委員会の庶務は、都市計画局都市企画部都市総務課において行う。

(選考結果の通知)

第9条 選考結果は、文書により応募者に通知する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年6月19日から施行する。